

筑波ブロック広域観光連絡協議会に係る観光 PR ブース設営等業務委託 プロポーザル実施要領

1. 業務名称

筑波ブロック広域観光連絡協議会（以下「協議会」という）に係る観光 PR ブース設営等業務委託

2. 目的

協議会の構成市（土浦市、石岡市、つくば市、桜川市、かすみがうら市）の魅力を発信するため、観光 PR ブースを出展して観光誘客を図ることを目的とする。

また、広域観光において先進的な取り組みを行っている成功事例などを視察することにより、今後の観光振興施策の効果的な実行に寄与することを目的とする。

3. 業務内容

別紙「仕様書」のとおりとする。

なお、仕様書の内容は現時点の予定であり、今後打合せの中で変更する可能性がある。

4. 契約期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

5. 事業費

金1,900,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

6. 選定方法

簡易プロポーザル方式による。

7. 参加資格

- (1) 法人格を有する単独企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (3) 政令第167条4第2項の規定に基づく入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社再生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したものでないこと。
- (5) 協議会の構成市における暴力団排除条例の関連規定に該当しない者であること。
- (6) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

8. 選定スケジュール

- (1) 参加表明書及び質問書の提出締切り 令和元年12月6日（金）17時必着

- | | |
|------------------|-------------------|
| (2) 質問書の回答通知日 | 令和元年12月9日(月) |
| (3) 企画提案書等の提出締切り | 令和元年12月16日(月) 必着 |
| (4) 審査結果の通知 | 令和元年12月23日(月) を予定 |

9. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 簡易プロポーザル参加表明書(様式1)
- (2) 提出期限 令和元年12月6日(金) 17時必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出場所 かすみがうら市 霞ヶ浦庁舎 都市産業部観光商工課内
筑波ブロック広域観光連絡協議会事務局
〒300-0192 かすみがうら市大和田562

10. 質問受付及び回答

- (1) 質問受付
 - ①提出書類 質問書(様式2)
 - ②提出期限 令和元年12月6日(金) 17時必着
 - ③提出方法 電子メール <kankouka@city.kasumigaura.lg.jp>
※電子メールで提出した際、必ず電話にて提出した旨を確認すること。
- (2) 回答方法
質問に対する回答は、令和元年12月9日(月)までに電子メールにて行う。

11. 提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - (ア) 企画提案書
 - a. 観光PRブースの企画デザイン、視察事案、装飾内容、備品等の配置計画、運営方法等の提案
 - b. 具体的かつ詳細な実施計画、実施体制、人員体制及びスケジュール
 - c. その他関連する提案
 - d. 本業務と類似した業務実績等
※審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。
 - (イ) 会社概要又は会社概要パンフレット
 - (ウ) 見積書
企画案実施のために必要な経費(消費税含む。)については、全体の見積金額とその費目ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。
※経費見積りにより算定した金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること。
 - (エ) 事業委託に係る過去の実績
- (2) 作成要領
 - ①企画提案書は、仕様書を熟読の上、作成すること。
 - ②要求した以外の資料提出、指定した要求内容が不足する提出資料及び提出期限に

遅れた提出資料は、これらを一切受け付けない。

③提出された書類は原則返却しない。また、提出後の追加及び修正は認めない。

(3) 提出部数 6部(正本1部、副本5部(複写可))

(4) 提出期限 令和元年12月16日(月)必着

(5) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達記録が残るものを利用し、提出期限内に到着すること)

(6) 提出場所 筑波ブロック広域観光連絡協議会事務局

(かすみがうら市 霞ヶ浦庁舎都市産業部観光商工課内)

〒300-0192 かすみがうら市大和田562

12. 審査方法

審査はプロポーザル審査委員会において、基準に基づき企画提案書、受託実績及び見積書の内容を採点し、うち最高点を獲得した事業者を委託予定者として選定する。なお、審査の経過等に関する問い合わせには応じないものとする。

13. 審査基準

提案書の評価項目、評価基準は、別表1のとおりとする。

14. 審査結果

審査結果の通知については、委託候補者を決定した後、各企画提案者に対して速やかに文書で通知する。

15. 契約に関する事項

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的条件等の協議や調整を行い、随意契約の手続に進むこととする。

16. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議会と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、構成市における個人情報保護条例に準じて、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とする。

17. 業務の継続が困難となった場合の措置

協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。この場合、協議会に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由による場合

天災その他協議会及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、協議会の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、協議会は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

18. 支払条件

(1) 業務委託料の支払いについては、業務完了確認後の精算払とする。

(2) 本業務の遂行上必要がある場合には、受託者は概算払を請求することができる。

19. その他

(1) 書類作成に要する費用は、全て参加申込者の負担とする。

(2) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。

(3) プロポーザルの選定にあつては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない事項については、是正し実施することとする。よって、企画提案の内容を全て実施することを保証するものではない。

(4) 提出書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、筑波ブロック広域観光連絡協議会は委託候補者の選定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(5) 本実施要項に定めのないものについては、筑波ブロック広域観光連絡協議会と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(6) 事業者が2者に満たないときは、審査委員会における評価結果が優良と認められる場合（満点の6割以上）に限り、契約候補者とする。

16. 問い合わせ先

筑波ブロック広域観光連絡協議会事務局

(かすみがうら市 霞ヶ浦庁舎都市産業部観光商工課内)

〒300-0192 かすみがうら市大和田562

TEL：029-897-1111

FAX：029-897-1243

e-mail：kankouka@city.kasumigaura.lg.jp

別表 1

企画提案内容の審査評価項目

(1) 企画提案の内容・優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的や業務内容を理解し、明確なコンセプトによる企画提案となっているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波ブロック地域広域観光連絡協議会の構成市の観光誘客に結びつくような、インパクト及び訴求性のある内容か。
	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者の集客を図る工夫がなされているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波ブロック地域広域観光連絡協議会の構成市の一体感が高められるようなブース装飾や運営体制になっているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・他の提案者にはない独自の発想や工夫はあるか。
(2) 企画提案の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的かつ実現可能性のある詳細な実施計画、実施体制、人員体制、スケジュールが示されているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の同種または類似の業務で実績があり、その知識やノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に見合った適切な経費であるか。

様式 1

プロポーザル参加表明書

令和 年 月 日

(あて先)

筑波ブロック広域観光連絡協議会

会長 鈴木芳明 様

(申込者) 所在地

法人名

代表者名

印

下記の対象業務に対するプロポーザル方式による提案の募集について、同実施要領中「7. 参加資格」の項目のすべてを満たしていることを申し出し、参加を表明します。

なお、地方自治法施行令第 167 号の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないものであること、並びに本書及び提案説明書の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 対象業務 筑波ブロック広域観光連絡協議会に係る観光 PR ブース設営等業務委託

2 連絡先 所属名

担当者名

電話番号

メールアドレス

受付日・番号 令和 年 月 日 第 号

様式2

質 問 書

令和 年 月 日

(あて先)

筑波ブロック広域観光連絡協議会

会長 鈴木芳明 様

(申込者) 所在地

法人名

担当者名

電話番号

メールアドレス

筑波ブロック広域観光連絡協議会に係る観光 PR ブース設営等業務委託の提案書作成にあたり、下記のとおり質問いたしますので、回答願います。

記

番号	質 問 事 項